

パレット市民劇場		
館 長	事務局長	係 員

物 品 販 売 許 可 願

年 月 日

パレット市民劇場 指定管理者 宛

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話

販売責任者氏名

下記の通り施設内における物品販売の許可を頂きたく申請します。

記

販売時間 年 月 日 時 分 ～ 時 分

催 物 名

設置場所（劇場担当者の指示による）

販売物名（該当に○又はその他記入）

1 当日の催物関係者のCD

2 当日の催物関係者の書籍

3 その他（ ）

ロビー(ホワイエ)での物品販売及び展示物についての留意事項

物品販売について(劇場へ申請が必要です。)

- 1、当日の催物に関係がある物品であること。
※飲食物販売については(2)のみの対応とする。
(関係ない物品の販売については、撤去して貰います。)
- 2、飲食物販売は、劇場が指定する形式(販売時に未開封の飲料物、
営業許可を取得した調理場でパッキング済みの食品)でのみ許可する。
(詳細は劇場職員に確認してください。)
- 3、販売に関する監督、配置や片付け等の管理運営は主催者で責任を持つこと。特に飲食物を販売する場合は、客席内へ持ち込まないよう
厳しく管理する事。
- 4、主催者以外の業者の販売については、認めません。
ただし、飲食物販売についてはその限りではないが、催物開催日の事前
に必ず販売店名・販売担当者氏名・担当者連絡先を劇場に申告する事。
- 5、販売場所については、劇場の指示に従うこと。

展示物及び案内等の張り紙について

- 1、展示物については、劇場の非常口や避難通路上へは、置かないこと。
- 2、ロビー内の壁や入口のガラス等においての張り紙は、禁止します。
(ボード等を利用してください。)
- 3、ロビー内のソファやテーブルの移動は原則禁止とします。
- 4、劇場担当者の指示に従い設置すること。